

第3回 風連町・名寄市合併協議会

日 時 平成 16 年 8 月 11 日 (水) 午後 6 時～

会 場 風連町福祉センター大ホール

1. 開 会

向井原幹事：ただいまより、風連町・名寄市合併協議会第3回の会議を開催いたします。尚、本日の会議に、小野寺委員、それから岡本委員より欠席の連絡を受けております。尚、東委員、中島委員については少々遅れるということで報告を受けてございます。

委員35名中33名の出席ということで、当協議会規約第9条第2項により成立定数を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

2. 会長挨拶

向井原幹事：それでは、ただいまから開会に当たり、島会長よりご挨拶を申し上げます。

島会長：第3回目の風連町・名寄市合併協議会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

今年は何年ぶりかの暑い夏が続いております、第2回目は6月28日だったと思いますが、それ以降、小委員会2つの委員の皆さん方が熱心に協議をいただいておりますけれども、暑い中、大変ご苦労が多い会議の連続であったと、このように思いますし、また、風連町、名寄市ともに7月、8月は短い夏を利用してのイベントと、お祭りも含めて集中しているわけございまして、お疲れだろうと存じます。そうした中、今日はお集まりをいただきましたことに厚く御礼を申し上げるところでございます。

合併協議会の私どもの仕事は、しっかりとした案を練り上げて、住民の皆さんにしっかりと説明をして、新しい市がどのようなイメージで、そして構想で、計画で進むのかと、このことが求められているわけでございますが、2つの小委員会では、まさにそれらの取り組みについて、方向づけも含めて熱心にご協議をいただいております。

今日は、基本項目や、或いは新市の建設それぞれの小委員会のご報告をいただきながら協議会としての方向づけをさせていただこうと、このように思っておりますので、それぞれの立場でまた積極的なご意見をお出しをいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たってのご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

向井原幹事：ありがとうございました。

3. 議事録署名人の指名

向井原幹事：引き続き、議事に入りたいと思います。

会議の議長は、当協議会規約第9第1項の規定によりまして島会長が行いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

島会長：それでは、早速、議事録署名人の指名をさせていただきます。

本日の会議の議事録署名人に、熊谷委員、それから西村委員兩名を指名させていただきます。お手数ですが、よろしくお願いを申し上げます。

4. 報告事項

島会長：続いて、経過報告に入ります。

報告事項第1番目、経過報告についてを中西事務局次長、お願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

6月28日の第2回協議会からの活動経過についてご報告をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

新市の産設小委員会でございますが、こちらは2回の会議が開かれておりまして、7月28日には第4回目の小委員会を名寄市民文化センターで、アンケートの調査結果及び新市の将来構想を議題として開催しております。

第5回の小委員会につきましては8月9日、風連町役場で開催しております。

基本項目等検討小委員会の方でございますが、こちらは3回開かれておりまして、7月15日には第5回の小委員会を風連町役場で、議題といたしましては、新市の名称、事務所の位置、それから議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、その他の協議事項といたしまして、特別職の身分の取扱いについて、また事務事業の一元化の取り組みについて開催しております。第6回の小委員会でございますけれども、7月29日に名寄市民文化センターで開きました。こちらは、議会議員の定数及び任期の取扱い、それから一般職の身分の取扱い、地方税の取扱い、慣行の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、それから介護保険事業の取扱いをテーマにして議論をいただいたところでございます。

第7回でございますが、8月9日、風連町役場におきまして、議会議員の定数及び任期の取扱いについて集中的に協議をいただいたところでございます。

また、小委員会それぞれに懇談会を1回ずつ開いていただきました。8月7日、風連特産館で基本項目の小委員会、それから8月8日には市民文化センターで新市建設の小委員会を開いております。

4番目に記載がございます小委員会正副委員長・幹事会・事務局の打ち合わせ会議でございますけれども、こちらは8月9日に風連町役場で、地域自治組織の取扱いについてを議題として行っております。

5 番目の幹事会・事務局会議でございますが、こちらは2回開いておりまして、7月22日には、名寄市民文化センターで、住民説明会の実施等についてを議題としております。

それから、第4回目の会議でございますが、7月28日に名寄市民文化センターで開かれておりまして、各小委員会の開催及び運営等について議題としております。

6番目の分科会でございますが、こちらは7月16日から7月23日まで、それぞれ風連町、名寄市の会議室で開いておりまして、33の分科会をつくり、リーダー、サブリーダーの選出と、事務事業一元化に伴います課題と調整方針について協議を行っております。

7番目の広報その他でございますが、6月30日に合併三法の説明会が札幌で開かれまして、委員5名、それから事務局5名が出席をしております。

広報は7月1日と8月1日に協議会だよりを発行をしております。

以上でございます。

島会長：ただいま、第2回合併協議会以降の活動について経過報告をさせていただきました。

これらの内容について何かご質問等がございましたら、お出しをいただきたいと思っております。

(「なし」との声あり)

島会長：ご発言がないようですので、次に移らせていただきます。

報告第2号、新市建設計画小委員会の活動報告について、堀江委員長さんの方からご説明を願います。

よろしく申し上げます。

堀江委員：ご苦労さまでございます。新市建設計画小委員会の堀江でございます。

報告第2号、新市建設計画小委員会の協議状況についてご報告を申し上げます。

第2回合併協議会以降の当小委員会の報告事項は4ページのとおりでございますが、第4回の小委員会では、6月に実施をさせていただきましたアンケート調査結果につきまして、全体で17%の回収でありましたが、分析を含めて、原案どおり承認をいただいたところでございます。

アンケートの概要につきましては協議会だより第4号のとおりでございますが、当委員会以外の委員各位にも事務局から配付されておりますので、各自ご参照をいただきたいと思っております。

新市の将来構想につきましては、素案について説明を受け、審議に入りました。膨大な資料でもございまして、次回以降継続審議としたところでございます。

第5回の小委員会では、後程ご説明を申し上げますが、第2回の懇談会での討論を含めて、記載のとおり、素案について補強をいたし、本協議会への答申の案として決定したところでございます。協議第1号での協議に付されており、後程詳しく説明あるものと思っておりますので、

重複を避け、説明は省略をさせていただきます。

論議のあった主な事項でございますが、将来像のキャッチフレーズ、さらには地域自治組織のあり方やルールづけ等についての補強をはじめ、課題解決にかかわる主要施策や地域特性を活かしたプロジェクトについて鋭意協議したところでございます。

次に、報告2の活動状況でございますが、よりよい建設計画の策定に向け、お互いのまちを知り、理解し合うことを目的に、フリー発言を基本とすることを委員間で確認をいたし、記載のとおり2回の懇談会を開催したところでございます。分野別では3割程度の進捗状況であり、精力的に懇談を進めていくことといたしているところでございます。

以上、新市建設計画小委員会の現在までの委員長報告とさせていただきます。

島会長：ありがとうございます。

内容等について堀江委員長のご報告をいただきましたけれども、これらの内容について何かご質問等がございましたら、お出しをいただきたいと思えます。

(「なし」との声あり)

島会長：新市の将来構想については後程また提案がございますので、そちらの方でまたございましたら、お出しをいただくということで、ただいまの報告を受けとめさせていただきますということで次に進むことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

島会長：ありがとうございます。

それでは次に、報告第3号、基本項目等検討小委員会の協議経過について、福光委員長から説明をお願いいたします。

福光委員：大変ご苦労さまでございます。

それでは、私から、報告第3号、基本項目等検討小委員会協議報告についてとして報告をさせていただきます。

皆様方のお手元の資料5ページから7ページにかけて、これまで小委員会での議題としてきた内容について記載してございますけれども、第2回の合併協議会に報告をして以降、基本的な協議項目の新市の名称あるいは事務所の位置、このことについては、慎重に協議をする必要があるという意見がございまして、時間をかけて決定をしていくということの合意をもって進めております。

更に、農業委員会の定数及び任期の取扱い、或いは一般職の身分の取扱い、地方税の取扱い、特別職の身分の取扱い、慣行の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、介護保険事業の取扱いそれぞれにつきましては、資料の提出をさせていただいたのみで、実質的な協議についてはまだ入っておりません。それぞれ資料をもとにして、十分な学習を深めながら協議に入

ってまいりたいと思います。

これまで、第2回の合併協議会以降重点的に協議してきたものにつきましては、議会議員の定数及び任期の取扱いがございます。昨日行われました第7回の基本項目等検討小委員会の中で最終決定を見ました。

その協議結果について報告をさせていただきますけれども、合併後、1回目の選挙に限り選挙区制度を取り入れるということ、それから、議員の定数については26名として、第1回目の選挙に限り選挙区制度を取り入れ、その選挙区ごとの人数は、1票の格差をおおむね2倍を基準にして、名寄市18名、風連町8名とする。この1票の格差でございますけれども、これは2.18ということになりますので、18対8という選挙区毎の議員定数とさせていただきます。

尚、現議員の任期は、合併特例による在任特例を使用して19年4月30日まで1年間の在任特例をすることにいたしました。

尚、在任特例中の議員の報酬については、経費節減の効果を求めるためにも、両市町の現行議員報酬とすることにいたしました。

この議会議員の定数及び任期の取扱いについて、若干議論の経過をご説明をさせていただきますけれども、在任特例を使う意義につきましては、先程も申し上げましたように、緩やかな合併を進めるために一定の議員の数を確保しなければならない、しかも1回目の選挙が選挙区選挙ということもありまして、その1年間の在任期間の中で、新市の新たな首長と議会との関係の中で十分に議論が尽くせるように、お互いに現議員が、この合併協議にかかわった議員も含めてですけれども、十分に議会の中で議論ができること、そして合併して、しっかりと新しいまちを築いていく過程で議員としての責務を果たすべきという理由で在任特例を使わせていただくことにしました。

更には、自治基本条例を制定するという新市建設計画小委員会の決定もでございますけれども、そうしたことについても、合併にかかわった議員たちが、その基本条例のよりよいあり方を求めるためにも、在任特例というものが必要になると。この1年間の中で十分そのことを協議するという考え方のもとに在任特例を使わせていただくことにいたしました。

また、定数は自治法で定められた5万人未満の市においては26人を最高定数とするということでございます。その最高限度の26人を使うことについては、在任特例を行使した以降の市会議員の選挙につきましては、選挙区というひとつの形ができましたので、その中で1票の格差を2倍までと、おおむね2倍としたことによって、風連町さんの議員の選挙区選出は8名ということであって、名寄市の選挙区は18名で、総数26名という最終的な定数ということになりました。

いずれにしても、しっかりとした議会の中で議論ができるように、お互いに26名という定数の中で、新市の将来の方向をしっかりと議会の中で議論をする、しかも風連町におきましては、合併後5年間特例による法人格を持った自治区にするということでございますので、そうしたこともあって、そのところをしっかりと議論ができるように、或いはよりよい5

年後の自治区のあり方をつくるためにも一定の議員の定数が必要だという委員の皆さん方の判断によるものでございます。

議論の経過の中では、26という地方自治法で定める最高の定数を活用するという点については、住民から批判もあるのではないかという意見、或いは5年後の選挙区が一体となったときには定数を減らすべきだと。22という数字も視野に入れた議論をしていくべきではないかという意見も出されたことをつけ加えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、住民にしっかりと説明のつくようなこれからの5年間の議員の活動が重要になってくると思っておりますので、これから始まる住民説明会においてもそのところをしっかりと議員の立場あるいは委員の立場で説明していかなければならないと心しているところでございます。

以上、基本項目等検討小委員会の協議報告とさせていただきます。

島会長：ありがとうございました。

福光基本項目等検討小委員長からの報告につきまして、内容等についてご質問があればお出しを願います。

(「なし」との声あり)

島会長：別段ご発言がないようでございますので、次の日程に進めることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

5. 協議事項

島会長：それでは、次の協議事項に移らせていただきます。

協議第1号 新市将来構想(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

久保参事。

久保事務局参事：ご苦労さまです。事務局の久保です。

協議第1号の新市将来構想(案)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、報告第2号で堀江委員長から報告のあった小委員会答申に基づきまして議案化したものであります。

説明の前に、本案につきましては、2市町の国勢調査、各種資料、広域圏計画、総合計画、更にはワークショップの提言、アンケート調査結果などをもとに作成したものであります。90ページに及ぶ構想案であります。できるだけ簡素化して説明申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、2ページをご参照いただきたいと思います。

ここでは、新市将来構想の役割ということに触れております。

風連町と名寄市は地理的にも歴史的にも結びつきが強く、住民相互の往来や交流もこれまでさまざまな分野で盛んに行われてきましたが、広域的に対応が求められるようになっていく地域の課題を総合的、効率的に解決するためには、これまで進めてきた連携や交流から、より強固な社会生活基盤や行財政基盤を保有する新たな地域として生まれ変わることを真剣に検討する時期に来ているということであります。

この将来構想につきましては、住民の皆さんと行政が協働してこれからのまちづくりを進めるための検討材料として、本協議会において取りまとめたものでありますと触れております。

新市将来構想の期間は、おおむね10年後を見通したものとしており、市町村の合併の特例に関する法律 第5条に基づく新市建設計画につながる役割を担うことも想定しております。

新市将来構想の位置づけであります。下記の図のとおりフロー化しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に3ページをお開きいただきたいと思っておりますが、ここでは、新市将来構想の構成について触れております。前回の協議会でそれぞれ新市の建設計画の策定方針をお決めいただきました。その内容に沿って作成させていただいたものであります。構成につきましては、第1章はじめから、第4章の新市の将来の姿まで4章構成でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは、合併の必要性ということで、それぞれ合併の背景について触れております。総論的なまとめとなっておりますが、1番目には、日常生活と経済活動の広域化について記載しております。

2つ目には、価値観と生活様式の変化・多様化が進められているということであります。

6ページをお開きいただきたいと思っております。少子高齢化の進行と人口減少、更に、4番目では、本格的な地方分権社会の到来ということについて記載しています。

7ページには、地域産業・経済の再構築ということで5番目の方に記載してございます。

6番目には、財政状況の著しい悪化があるということであります。

7番目では、情報化社会への対応について触れております。

続いて8ページをお開きいただきたいと思っております。自然環境の保全・利活用についての背景を8点程、記載しております。

次に9ページには、合併の必要性ということで、1番目には、地方分権の推進に対応する行財政能力の向上を図るために、合併によって、充実した行政システムの確立と財政基盤の強化を図る必要がありますということについて触れております。

10ページをお開きいただきたいと思っております。少子高齢化の進行や高度化・多様化する行政需要に対応するために、合併によってこれらの課題に対応する総合的な対策の強化を図る必要がありますということについて触れております。

特に、下のグラフを見ていただきたいと思っておりますが、これは国勢調査による年少人口と老

年人口の推移でございますが、老年人口は上の方に上がっておりますし、年少人口は下がっているということで、平成6年を境にそれぞれクロスしているグラフでございます。

次に11ページであります、3番目の自治意識を高め参画と協働のまちづくりを一層推進するためということで、合併して自治意識の確立を図り、住民と行政が協働してまちづくりを進めていく必要があるということについて触れております。

次に12ページでは、(4)で、多彩に保有している資源を活用するとともに、合併による相乗効果を発揮して、上川北部地域の拠点として自立性の高いまちを目指す必要があるということに記載しております。

次に、13ページからは合併の効果ということでありまして、ここでは、市町村合併に関するアンケートの問いに答える形でそれぞれ文言を整理してございます。その表につきましては、13ページの合併で期待するということで、そこをご覧になっていただきたいと思えます。棒グラフでは45.7%が「自治体が1つになることで経費節減」ができると期待されております。その他、「産業振興への広域的な取り組み」が27.3%、「財政の安定化や効率的な財政運営」は24.5%、「施設設備など広域的な視点からのまちづくり」ということで20.8%と。高ポイントで期待されています。

次に14ページであります、ここではそれぞれ効果ということで触れております。1番目には、行財政基盤の強化と行政サービスの安定・高度化であります。

効率的な行財政運営によって人件費などの経常的な経費が削減でき、財政規模が大きくなることで、重点的かつ柔軟な財政運営と安定した行政サービスを提供することが可能になるということです。

更に、職員の適切な人員配置や専門の職員や専門部署を設けることが可能になると触れております。

2つ目の将来の発展に向けた都市の総合力の向上ということで、説明書きの3行目でありませんが、観光振興策などを一体的に行えるようになり、各種イベントや文化的な催事等を大型化することによって、投資効率と対外的なアピール力を高めることが可能になるとしております。

また、人口や規模が大きくなることで、スケールメリットを活かした産業及び都市基盤が強化されることが期待できるということでもあります。

3番目、合併支援制度を活用したまちづくりの推進についてであります、ここでは、合併特例債や合併市町村補助金など財政支援を受け、これらの制度を活用して基盤整備等を計画的に進めることが可能になると記載しております。

次に4番目の広域的な視点からのまちづくりの展開ということで、この視点によって検討・調整して、それぞれの地域特性を生かしたバランスのとれた魅力あるまちづくりを展開することが可能になると謳っています。

次に5番目の広域的日常生活や経済活動における利便性の向上ということで、サービスを受けられる窓口が多くなるということでもあります。

4行目には、公共施設の利用や講座への参加がより自由になるということでございます。

下から2行目、市町村の枠を取り払うことで多くの利便性や効果を得ることが期待できるということで、この辺についても触れております。

16ページには、合併による懸念と対応方策の検討ということでありまして、合併で心配することで、棒グラフにございますが、「地域住民の意見が反映されにくくなる」のではないかという意見が38.1%、「サービスの低下や費用負担の増大」ということで、これを心配される方が36.3%、「周囲部が取り残される」のではないかと心配をされる方が31.3%、「公共投資の増大による財政の悪化」が24%、「地域コミュニティが衰退する」というのが21.7%と、それぞれ記載のとおりでございます。

17ページでは、この不安に対する対応方向ということに触れております。

まず1番目の地域住民の声が届きにくくなるのではないかということにつきましては、対応方向、中段にございますが、これまでの住民参画の手法、住民と行政との連携は継続していこうと、それから3行目の、双方に地域自治組織を設置することにしよう、このことによってまちづくりへの住民参画の機会が拡充するとともに、議会、市、地域自治組織の密接な連携によって住民自治の進展が期待されるということについて触れております。

また、インターネットを活用した広聴機能の充実、必要な情報を積極的に公開しようということでもあります。

2つ目では、サービスが低下したり住民負担が増加したりするのではないかということですが、対応方向といたしまして、サービスや負担の水準についてはこの協議会で決定されることになると触れておまして、極力現在の水準を維持させることを目標とするというものであります。

18ページをお開きいただきたいと思っております。更に、合併を契機として積極的に事務事業の見直しを行い、効率的な行財政運営に努め、長期的なサービス維持を図りながら、極端なサービス低下や負担増をもたらすことのないように、サービスの質に見合った適切な負担額の設定に努めていこうということについて触れております。

3つ目、行政の目が中心部にのみ向けられ、周辺部が取り残されるのではないかという課題でありますけれども、対応方向といたしましては、その2行目にあります、まちづくりを広域的に考え、各地域の特色を生かしながら機能を分担していくことが望ましく、2市町の持つ資源や人材、財源を共有し、地域全体として発展することを目指す必要があると触れております。

4つ目では、公共投資の増大によって財政が悪化するのではないかということですが、対応方向としては、財政支援策の効率的・計画的な活用が必要になると触れております。特に、19ページの1行目に触れておりますが、施設整備につきましては、バランスに配慮するとともに、地域の状況に応じた解決策について検討することが必要ということを記載しております。

次に5番目、地域の個性が薄れたりコミュニティが衰退するのではないかという心配であ

りますが、対応方向といたしましては、4行目でありますけれども、それぞれの地域にある歴史や文化、人材、特産品などの地域資源は、新市においても大切な財産として守り育て、合併を契機にこれらを効果的に結びつけることで、現存のコミュニティが強まり、さらには新たな地域の特色やコミュニティが形成されることも期待できるというものであります。

次に20ページであります。行政機構の合理化などにより生活が不便になるのではないかという心配であります。対応方向といたしましては、1行目に記載のとおり、行政サービスについてはできるだけこれまでどおり行える体制を整えたいということになります。

また、庁舎間を結ぶ情報ネットワーク網を整備したり、あるいはIT等を積極的に活用して、それぞれ住民の皆さんの不便にならないようにしていこうという考え方になります。

21ページは、今まで触れてきたことをまとめたものを体系化したものであります。

次に22ページからは、第3章ということになります。風連町・名寄市の概況ということで、2市町の概況につきまして23ページから25ページに、特に25ページをお開きいただきたいと思いますが、ここでは2市町の沿革について記載をしているところでございます。尚、この概況につきましては2市町の関係資料をもとにまとめたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

人口・世帯の状況につきましては26ページから31ページに記載してございます。

土地の利用の状況につきましては32ページに記載をしてございます。

道路・交通状況につきましては33ページと34ページに記載してございます。

次に、産業の状況であります。就業構造等につきましては35ページから38ページ、農業につきましては39ページ、林業につきましては41ページ、商業につきましては42ページ、43ページにつきましては工業。44ページは観光をそれぞれ記載しております。

次、2市町及び周辺との結びつきの状況であります。45ページには通勤について、46ページには通学の状況、47ページには買い物物の状況ということで、それぞれ統計資料をもとに記載をしておるところでございます。

7番目の行政サービスの状況であります。48ページから52ページにかけまして民生・福祉について触れております。

53ページから55ページまでは保健・衛生について触れております。

56ページから58ページには教育・文化について触れておまして、59ページ、60ページには、それぞれ風連、名寄の行政組織について記載をしております。

61ページには職員・議員の状況ということで記載をしておまして、また62ページから64ページにかけまして、決算資料をもとに財政の状況について触れております。

65ページには広域行政の状況について触れております。

それから、66ページであります。市・町の現状についての評価ということで、アンケート調査からの分析を含めて、右側の方に棒グラフで示してございます。これにつきましては、設問が25項目ございまして、これを5段階で評価した結果をそれぞれ加重平均で数値化いたしまして、評価点を最高10、最低をマイナス10として算出したものでござい

す。

満足しているものということで、自然環境の豊かさが高得点でございまして、5.66であります。次に、水道の整備状況ということで、中間にございますが、5.23であります。次に、災害からの安全性ということで、4.55プラスでございます。満足しているということでございます。関連して4番目には下水・排水の処理状況ということで4.07というポイントでございます。これは10点評価のうちのそういうポイントだとお考えいただきたいと思えます。

67ページには満足していないものについて、左の方に記載しておりまして、観光振興、或いは工業振興、商業振興への取り組みについて不満だという回答が計数的にあらわれております。

以上が、それぞれ資料にもとづいて、分析を含めて資料化したものでございます。

次に、68ページでは新市の将来の姿ということで、新市のまちづくりの基本方向から土地利用の方向まで記載しております。

まず69ページでは、新市のまちづくりの基本方向について触れており、住民ニーズの把握ということで、将来のまちのイメージについて記載していますが、これにつきましては、アンケート集約のとおり、健康福祉のまち等々が新市としてのまちづくりの基本方向として出されているということでもあります。

次、70ページをお開きいただきたいと思えます。これもアンケート集約の結果ではありますが、重点的に取り組むべき施策として、そこに記載のとおりでありまして、グラフを見ていただきたいと思えます。医療体制の充実、除排雪の充実、若者の定住促進のための施策ということで、45%以上の高率で取り組むべきというお答えをいただいているところでございます。

次、71ページであります。ここではまちの特性ということで、そこに記載のとおり、まちづくり懇話会、これはワークショップであります。タウンウォッチングにより2市町の主要施設を視察をしたり、或いは2市町の宝物探しということで、出されたものについて取りまとめたものでございます。これにつきましても協議会だよりに掲載をしておりますので、ご参照いただきたいと思えますので説明については省略させていただきますが、このまとめが74ページにございます。

74ページのまとめでは、1つ目には、農業を基軸として、試験・研究活動なども行い、全国一のモチ米の産地ということでもあります。

2つ目、豊かな自然と触れ合う施設を保有しており、健康に暮らせるまち。

3つ目、雪は克服すべき課題ですが、利雪・親雪対策にも取り組んでいるまちであるということです。

4つ目には、暮らしや生産活動の中に景観形成などを取り込み、楽しく暮らせるまちであるということ。

5つ目、福祉施設、生涯学習・スポーツ施設などを整備し、住民の生活、文化の向上に取

り組むまちであるということ。

6つ目、資源リサイクル活動などを進め、自然環境の保全に配慮するまちだということで、このようなことをイメージとして上げております。

75ページには広域計画について記載しております。

76ページであります。ここでは2市町の総合計画の基本計画等々について記載しております。

次、77ページであります。新市のまちづくりの基本方向ということで、地域特性や資源、広域計画と総合計画の分析を踏まえて、新市として目指すべきまちづくりの基本方向を次のとおり定めるといいます。

基本方向の1番目、「やさしさと助け合いで『幸せを実感できるまちづくり』」をということでございます。読み上げます。「人と人が支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。」というものです。

基本方向の2、「美しい自然とともに『環境にやさしくいごこちの良いまちづくり』」では「豊かな緑を大切に、自然と調和した快適な生活環境を確保し、未来へとつなぐまちを目指します。」ということです。

基本方向の3番目、「魅力ある産業が展開し『活気と豊かさがみなぎるまちづくり』」ということでありまして、「地域の特性を活かしながら産業間連携を進め、自立的に発展する活力あるまちづくりを目指します。」というものです。

基本方向の4、「個性にあふれ『学び合い地域文化が花開くまちづくり』」ということで、「生涯学習活動や文化活動を充実させ、大学を活かした個性あふれるまちを目指します。」ということです。

基本方向の5、「住民が主役の『参画と協働でつくるまちづくり』」、「住民主権、地域主権の理念のもと、住民と行政が協働する地域自治組織を創設し自立するまちを目指します。」というものであります。

次に78ページですが、ここでは「新市の将来像」ということであります。真ん中の四角い枠にゴシック体で記載しておりますが、読み上げます。「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る 心豊かな北の^{まち}都」でございます。

サブタイトルとして、「風を連ねて 名を寄せる北の^{まち}都」というフレーズであります。

説明書きであります。「天塩川の恵みや、美しい四季の自然と気候風土から培われた農業を基幹として発展してきた双方の歴史・伝統は、先人が残してくれた大切な財産です。

このことに畏敬の念を抱き、私たちは、未来に誇れる郷土をつくるために、人と人との結びつきを大切に、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域の特性を活かしていきます。

風連町と名寄市は、合併を機に、地域が持つ「本物の豊かさ」を追及し、新しいまちづくりを進め、北・北海道の中核都市を目指すとともに近隣市町村とより密接な連携に努めます。」というものであります。

次に79ページには将来像実現のための基本施策ということで、76ページ、78ページ

に記載したものを体系づけして、右側の方に施策の体系ということで5本の柱を立てております。このフレーズにつきましては、ワークショップの方々からいただいたご意見をフレーズに大半引用させていただきました。

1番目には、「保健・医療・福祉の充実」ということで、「未来！子ども！笑顔のまち」とタイトルをつけております。

「環境・生活基盤の整備」ということで、「北緯44度のくらしのまち」というタイトルをつけています。

「産業の振興」につきましては、「活力に満ちたまち」というタイトルをつけております。

「生涯学習・文化・交流の推進」ということで、「心豊かなまち」というタイトルをつけております。

「住民自治・地域自治組織の確立」ということで、「住んでよかったと思えるまち」というタイトルをつけております。

具体的な施策につきましては80ページからそれぞれ記載しております。

1番目の「保健・医療・福祉の充実」につきましては、主な施策といたしまして、保健・医療サービスの推進から社会保障の充実まで、6点について触れております。

次に81ページであります。環境と共生から総合的な雪対策の推進まで、それぞれ主要な施策について記載をしております。

次に82ページであります。ここでは「活力に満ちたまち」ということで「産業の振興」でございます。農林業の振興から雇用の確保と安定まで、5点ほど施策を上げさせていただいております。

4つ目には「生涯学習・文化・交流の推進」ということで、学校教育の充実から交流活動の推進まで、記載のとおりでございます。

次に84ページには、「住民自治・地域自治組織の確立」ということで、ここでは、それぞれ委員会の中でも補強されたものを盛り込ませていただいております。特に、説明書きの6行目ではありますが、読み上げますが、「特に、合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用することを基本的な考え方とした2市町間の確認事項を踏まえ、法改正により、設置が可能となった地域自治組織（特別区・自治区）を導入し、新しい自治の姿を追及していきます。

自治基本条例（仮称）については、合併後早期に制定します。」というものです。

主な施策といたしまして、コミュニティ活動の推進から、自立する住民自治・地域自治組織の確立まで掲載をしております。

次に、4番目に重点プロジェクトの検討ということであります。7点についてプロジェクトを掲載しておりますが、1番目の「利雪・親雪プロジェクト」といたしまして、除排雪の充実、5点にわたってそこに記載のとおり、プロジェクトとして進めていこうというものであります。

2番目、「若者定住・子育て支援プロジェクト」として、若者が定住でき、安心して子育てができる支援システムの確立ということで、企営住宅の産設から雇用の場の確保まで、6点にわたって記載をしております。

3番目の「産地化日本一プロジェクト」であります、日本一の産地として地域農業の発展に努めるということでございまして、主な事業として、農業生産基盤の整備から試験・研究・研修の体制整備まで7点ほど記載をしております。

次に86ページであります、「地域産業育成プロジェクト」として、地域特性を生かした産業の育成、主な事業として、中心市街地の活性化から既存企業の育成強化まで、それぞれ4点記載してございます。

5番目は「通年型・体験交流型観光プロジェクト」ということで、主な事業として、スキーを中心とした合宿の里（拠点）づくりの維進から、グリーンツーリズムなど農業体験の場の確保まで4点にわたって記載をしております。

6番目、「教育・文化・交流プロジェクト」ということで、主な事業として、教育環境の整備（学校施設・給食センター）から天体観測を活かしたまちづくりまで、9点にわたって掲載をしております。

次に7番目の「生活安心プロジェクト」であります、87ページをご参照いただきたいと思います。主な事業といたしまして、地域交通網の整備から就労支援の拡充まで、8点にわたりまして掲載をしているところでございます。

次に88ページであります、ここでは「主要指標の見通し」ということで、人口・世帯の部分の見通しを記載しており、将来人口の推計結果ということで、平成22年、27年の部分についてそこに記載のとおりであります。この国勢調査をもとにしたコーホートセンサス変化率法によっておおむね10年間を推計したというものであり、そこに記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に89ページであります、就業構造について推計をしております。これにつきましてはトレンド法により推計しておりまして、将来人口の推計結果についてはそこに記載のとおりであります。

最後に90ページであります、「土地利用の方向」ということであります。全体といたしまして、北・北海道の拠点として位置づけ、活力のみなぎる都市づくりを行おうというものであります。

広域拠点といたしましては、官公署等が集中し、交通の要衝となっている名寄の中心部を、上川北部地域の広域的な拠点と位置づけ、商工業を中心として、活気と魅力ある都市基盤づくりに努めようというものであります。

地区拠点につきましては、風連町・名寄市の市街地を、商店街の整備やコミュニティーの核となる施設の整備を図って、快適な生活を送ることができる地域拠点の形成に努めようというものであります。

ネットワークの形成といたしましては、この2行目に記載のとおり、交通や情報通信の基

盤整備など、地域の結びつきを深めるネットワークの構築に努めたいということであります。

地域整備の考え方としては、1番目の市街地ゾーンから4番目の水と緑の親水ゾーンまで、大まかなゾーン分けをして、それぞれ整備していくということで記載をしているところでございます。

以上、長時間にわたって、説明をさせていただきました。

尚、構想案の説明は終わりますけれども、これに関連いたしまして、お手元に新市将来構想のダイジェスト版が配付されていると思いますけれども、先捏、協議会でも確認をいただいたところでありますが、このダイジェスト版につきましては、住民説明会に臨むことを目的に作成するというところでございまして、この構成につきましては過日の小委員会でご確認をいただきましたので、ご報告を申し上げたいと思います。後程ご参照いただきたいと思います。

以上、新市建設計画に係る将来構想について説明申し上げます。

島会長：ありがとうございます。

ただいま事務局から将来構想案について説明をいただきました。これらの内容について、新市建設計画小委員会堀江委員長さんの方から何か補足をしていただく部分があればお願いをしたいと思いますが。

堀江委員：別段ございません。

島会長：ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問等含めてございましたらお出しをいただきたいと思いますが。

はい、どうぞ。

佐藤委員：将来構想の77ページと、それから関連していますので79ページ、それからダイジェスト版の9ページと、それから13ページが該当する部分なのですが、77ページの基本方向の5というところに、住民が主役の参画と協働でつくるまちづくりという項目があります。

これが、大切な順番に並べたと私は理解をしておりますが、まちづくり懇話会等の考え方も踏まえての並べ方だと理解をしておりますが、しかしながら、新市のあり方、それからこれからの自治体のあり方として、キーワードのひとつとして参加という部分があるのですが、そんな中では、私はこの基本方向の5については、一番上の基本方向の1にランクをすべきだと考えます。

ですから、79ページのこの絵図でいきますと、一番下に住民が主役の参画と協働のまちづくりという部分がありますが、これについても、一番上にくるべきだと思います。それと

連動して、右側の、住んでよかったと思えるまちづくりについてもやはり、まずこれはまちづくりの根幹をなす部分ですから、あとの部分については分野別の部分ということで、並べ方についてはいろいろ考えられると思うのですが、総体的なまちづくりの枠組みということからいって、これはやはり一番上に上げるべきだと考えるものでありますが、如何でしょうか。ご検討をお願いいたします。

以上です。風連の佐藤です。

島会長：佐藤委員の方から今、基本施策の順番といたしますが、これらについてのご意見をいただきましたけれども、何かこの作業過程で議論経過があればお答えをいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

久保事務局参事：ご質問の件ですけれども、今、島会長からお話があったように、新市連設計画小委員会の議論の中ではそういう議論は実はありませんでした。おっしゃることはよく理解できますけれども、その辺についてはお諮りをいただきたいと思います。

補足があれば、堀江委員長、お願いいたします。

堀江委員：今、佐藤委員が言われたとおり、決して意図があつて上とか下とかということとは本委員会におきましては全くございませんで、委員会としてはひとつひとつ、当然文章ですから、上の方から変えてくるということで、そのことに関しまして上とか下とかという我々は気持ちはございませんけれども、どうしても上の方が見やすいということの意味で申されるのであれば、それは委員会としては決して、やぶさかではないと理解をしておるところでございます。

島会長：このことについて、あるいは……。

はい、どうぞ。

熊谷委員：名寄の熊谷でございます。

私も建設の方の小委員の一人といたしまして、正直申し上げまして、今、事務局から説明をされたものが、小委員会、或いはワークショップ、アンケートなどをもとにして、時間とそれぞれの学習の範囲の中ででき上がっているという状況で、決してベストな構想ではないという認識を私自身も持っております、時間があればまだまだ豊富化をしていきたいという気持ちがあったのですが、実質的に今日は協議会ということで、現状可能な範囲ででき上がったものという私は認識をしているものですから、今、佐藤委員から出されたことについて、建設の小委員会が終わってから、ある市民から同じような指摘を受けまして、風連、名寄を一体化をしたまちを、これからの新しいまちをつくっていく上で、そして財政が非常に厳しいという状況の中で、それを補うというのは、やはり新しい自治の形だとか、住民自治

をどれだけ本当に英知を絞って質の高いものに引き上げていくかということ、或いは基本条例を追求するという事などを考えることによって初めて、それを補う、或いはそれを上回るものになっていくのではないかと考えておりました、私も審議しているときには余り順位に気がつかなかったのですけれども、今、佐藤委員がおっしゃいましたように、非常に重要な項目だと考えておりました、佐藤委員の提案について賛成をする立場で、順位づけというのは、委員長の答弁にもありましたとおり、なかったような気がするものですから、あえてここを重要視するという事については私も同感でございます、是非全体でも持ち上げていただきたいなというふうに考えております。

島会長：基本施策の5本の柱で、これは丸でくくってありますと順番がどちらが上か下かというのは議論にならないのかもしれませんが、このように縦に並べているということのご発言かとも思いますが、ほかにご意見ございますでしょうか。

この取扱いについては今日の中で方向づけをした方がこれからの作業としてはよろしいこととなりますか。決して作業の過程で、検討された中では、一番上が1ということに表示しているわけではないということでございますけれども、これらの基本施策を一般の住民の皆さんが目にして理解をするときには、こちらがやはり力入っているのかなという印象も含めてのご発言かもしれません。

そのような佐藤委員のご発言に、これらの表のつくり方も含めて修正をするということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

島会長：別段異議の方が出ませんでしたので、今日のこの協議事項の中で、皆さんの意思で、この基本施策の柱の並べ方について、住民が主役の参画と協働のまちづくりを一番上の方に来て順次下げると、そういうことをご確認をいただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

島会長：幹事会の方よろしゅうございますか。

今幹事長：はい。

島会長：ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

熊谷委員：名寄の熊谷です。

小委員会に所属しながら意見を言うのは非常に恐縮なのですが、先程申し上げましたように、時間と能力、私自身の能力の問題もありまして、時間が過ぎていろいろ思い起こ

すということもございまして、これは特に手を加えるということではないのですが、81ページの基本方向の「北緯44度のくらしのまち」の関係なのですが、小委員会の中でも、この北緯44度という言葉について、ぴんとこない、点としてはもちろん名寄は44度なのですけれども、理解の仕方として最終的にこうなったのですけれども、名寄の北国博物館の例ではないですけれども、地球儀をもとにしながら、世界の44度の主な都市を線でくくりながら、いろいろどういう生活があるのかということで紹介があると思います。

そういう意味合いで、せっかく44度という定義づけをしていくわけですから、名寄ということだけではなくて、世界の44度の生活を改めてこれからの作業の中で、資料等も整理をしながら十分参考にしていくということについて、そういう理解のもと、少し奥を広げていくということで理解をしながら建設計画の中に反映をすると、こういうことで受けとめさせて、それは私の勝手なあれなのですけれども、これも市民からのいろいろ提言があって今日の発言になったことをお許しをいただきたいなというふうに考えておりまして、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、構想全体の位置づけについては、当然これからつくる新市連設計画の重要な基本理念や方向性を踏まえて建設計画をつくるわけでございますけれども、前段私申し上げたとおり、限られた時間と学習の範囲の中で今日に至っているということがございますから、建設計画をつくる段階において、構想に触れられていないものをも含めて、ある面ではイメージが膨らんでくる可能性も出てくるような気がいたしまして、そういう意味合いでは、都度開かれます合併協議会の中で付加をしていくということも連動性を持たせながら是非お取り計らいをお願いできればなと考えておりまして、私も十分ではなかったのですけれども、小委員会の論議にかかわってきた一人として、全体的には賛成をしていきたいと考えております。

島会長：今、施策の体系の言葉の表現等について、若干のご意見も含めて発言がございましたけれども、これらの内容については、住民の説明会用に今日はダイジェスト版のゲラ刷りも出ささせていただいておりますけれども、住民の皆さんからもまたいろんなご意見が出るのではないかと。そういう中で、今日の案が、語句の修正等も含めて出てくるということを一委員の皆さん方にもご認識をいただいてご発言をいただければと、こんなふうに思っておりますが、幹事会の方では、この北緯44度の表現について、何か検討内容あったところがあれば説明をお願いします。

今幹事長：先程、説明いたしましたとおり、この件につきましては、まちづくり懇談会の中での話をいただいてフレーズづくりをさせていただきました。

そこで、今、熊谷委員からご指摘があったとおり、この北緯44度という位置を通じてもっとグローバルな見方をしたらどうかと。世界に目を向けた見方をしたらどうかと、こういうことは非常に大切なことだと思っております、考え方として世界に目を向けるというご提

言でございましたので、これからの議論の中で、後段ご意見がありました建設計画と構想とをすり合わせていく段階で少し修正しなければならない場合があると。そういったご意見も踏まえて次の協議会の中に、住民のご意見などもいただきまして字句修正、或いは考え方を補足する点があれば、私どもとしても、幹事会としても整理をして提起をさせていきたいと思っております。

島会長：ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、今、字句の修正というか、一部幹事会等で整理をするというようなお話もあったものですから、若干ぶり返して恐縮なのですけれども、先程佐藤委員から話がありました住民が主役の参画と協働のまちづくりの関係は、単に順番ということだけでなく、私も目指す方向としてそうした部分を、ある面では基本に据える形になると思いますから大いに賛成をするわけでありますけれども、その中で、ここはちょっと字句として、あるとすれば私は、仮称でありますけれども、自治基本条例の関係等もこれから審議をしていくというような流れも持っているわけでありますから、より一層行政の側が推進をしていくという姿勢を示すとすれば、このところは、住民と行政情報を共有し協働のまちづくりというか、行政の側も積極的に住民に対して行政情報をしっかりと伝えて、情報を共有していくのだと、そういう中で協働のまちづくりを進めていくという行政側の姿勢も訴えるような、長いことここは書けないわけでありますから、今申し上げましたようなことで、つまり行政情報を住民と共有すると、こういう行政の姿勢も私は示していく中で、協働のまちづくりを進めるという点も、字句の修正等がこれからあり得るとすれば、この中で、住民主権、地域主権の理念のもとというのは、その次でも結構でありますから、申し上げたような整理をいただければより方向が明確化をさせることができるのかなと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

島会長：字句の修正等も含めて、熱度がまだまだという部分をご指摘があろうかと存じます。本日の協議会では、構想の柱の部分について特にご理解をいただいて方向づけをいただければと、こんなふうに思っておりますが、ほかにお気づきの点がございましたらお出しを願いますが、如何でしょうか。

はい、どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤ですが、今ご説明のように、新市将来構想の方向としての内容が示されたわけであります。

あわせて、住民の説明会のダイジェスト版も出されているわけなのですけれども、これにも書いてありますように、合併の必要性、さらには効果と、そういうところから、住民にし

てみれば、なぜ今、合併なのかというふうなことが一定は理解できるというふうになっているなど。同時に、それでは合併することによって私たちの暮らしはどうなっていくのかと、こういうふうな具体的なことについては、これからの建設計画などで詰めていかれるとは思いますが、住民にしてみれば、それぞれの分野でどういうふうにかかわっていくのかという具体的な内容が出てくるのではなからうかと。そういうふうな場合に、こちら側の合併協議会としては積極的にそういうふうな思いなども発言をしてもらおうというふうな形にしていくのか。

例えば、風連町さんの方では財政シミュレーションを出しまして、見せていただきましたけれども、単独でいく場合にはこれだけの経費が必要だと。そのためには住民負担をこういうふうに求めるのだという案も出ておりますし、職員の引き下げる、人件費引き下げ、あるいは職員も減らすと、こういうふうなのがリンクされて出ているのを見たのですが、たまたま名寄の方では、まだそこまでは行財政計画などでは厳しいといいますが、名寄はまだこれからというふうな状況なものですから、そういう面では、風連さんの住民説明会での対応や、或いは名寄での市民対応が違いは出てくると思いますけれども、そういうふうな中で、ふたつのまちが合併することによってこういうスケールメリットといいますが、こういう面があるのですよと。

例えば私なんかは、具体的な問題で言わせてもらいますと、たまたま風連町さんのシミュレーションの中では、住民の要望の強い風連小学校、これなんかはたまたまその中には盛り込まれなかったと、こういうふうなものもあるわけなのですけれども、住民サイドにしてみれば、そういうふうなのが新しい核としてつくり上げていくよというものがもし出てくるのではなからうかと。

また、この中には余り大きく位置づけておりませんが、名寄なんかは高等学校が3校もあり、更に大学と、こういうふうな面で、教育文化の果たしている役割なんていうのも大きいのですけれども、特に4大化の中で、福祉にかかわるまちづくり、こういうふうな非常に大きな役割を担った大学建設というものがあるわけなのですけれども、そういうふうなものもリンクした将来構想の中での一定のさわりと申しましょか、そういうふうなものを積極的に住民に示していくといいますが、そういうふうなのが必要だなという気がするものですから、あくまでも基本構想とはいえ、基本構想の方向を理解しつつも、具体的な問題についてはどういうふうに説明会の中では、或いはまたこのダイジェスト版を膨らませていこうとされているのか、その点をひとつお知らせいただきたいのですが。

島会長：委員会なり、或いは幹事会の中で、何か今のことについての議論経過があればお願いします。

今幹事長：幹事会としての考え方でありまして、先程来ご意見が出ておりますとおり、短時間の中でつくり上げたということもありまして、まだまだご意見をいただかなければ

ればならない部分というのはたくさんあると思います。今回の住民説明会につきましては、ある意味ではご意見をいただくという位置づけをしております、とりわけ構想の問題につきましてはご意見を住民の皆さんからいただくというふうにしていきたいと考えております。

その際、どういう手順で取扱っていくのかということになりますと、今日の先程来ご意見があった点、或いはこれから住民懇談会で行います住民の皆さんからのご意見、これを集約をさせていただきまして、幹事会として整理をし、さらに小委員会をお願いをして議論をし、この構想の字句修正、或いはプラス面マイナス面がありましたらそれも修正しながら小委員会での議論を経て合併協議会にご報告をさせていただくと、こういうような手順でいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

島会長：ほかにご発言ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

島会長：それぞれの委員の皆さんから構想に対するご意見等も含めてちょうだいをいたしました。今、幹事を代表して今助役から、今後の住民説明会、その後の取りまとめ、確定までの作業等についても説明をいただきましたので、そのことを踏まえて構想案についてのご理解をいただければと、こんなふうに思いますが、よろしゅうございますか。

まだ出尽くしてはいないかと存じますけれども、今日の協議の構想案の取扱いについてまとめさせていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

島会長：それでは、まだこの構想案については作業を続けて、次回もしくはその次の固めまで、内容的には表現も含めて状況変化があるということをご理解の上、ご確認をいただきます。

ありがとうございました。

次に、協議第2号に移らせていただきます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局、説明をお願いします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

先程、報告第3号で福光委員長からご報告させていただきましたが、基本項目検討小委員会で協議が調いました議会議員の定数及び任期の取扱いについて、本協議会に提案するものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併特例法に定める協議項目の2番目でございます。読み上げて提案とさせていただきます。

1 番目、議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 9 年 4 月 3 0 日まで引き続き新市の議員として在任する。

2、新市の議会の議員の定数は 2 6 人とする。

3、合併後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 1 5 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の市町ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の数は、風連町 8 人、名寄市 1 8 人とする。ということでお諮りするものでございます。

1 0 ページ以降につきましては、それぞれのこの議会議員の定数及び任期の取扱いについての参考資料でございます。

1 0 ページでは、一番右側でございますけれども、在任に関する特例を適用する場合ということございまして、議会の議員の身分につきましては、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き議員として在任することができる。

それから、任期については 2 年を超えない範囲で協議で定める期間とすると。

定数につきましては、法定数の 2 6 人を超えておりますので、この場合は 2 6 人になるまで補欠選挙がないという形になります。

一番下に選挙区というところがございます。在任特例する場合、合併の日には選挙が行われませんので、縦線で区分されておりますけれども、選挙区につきましては、条例で選挙区を設けることができると。これは公職選挙法第 1 5 条第 6 項にございます。それから、合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができるとされております。

1 1 ページにつきましては、一番下のところになりますけれども、[新市の場合] というところです。名寄市 2 2 人、風連町 1 6 人、計 3 8 人とございます。来年、風連町の場合、9 月に選挙が行われるとしておりますが、ここでの人数がまだ確定しておりませんが、名寄については 2 2 人、風連町は来年 9 月の行われる選挙での数、その定数が在任し、その次の一般選挙というところになりますけれども、ここを 2 6 人と定めたということでございます。

1 2 ページの表をお開きいただきたいと思います。ちょっと横の表で見づらくて恐縮ですが、網かけで囲ってございます、1 9 年地方統一選挙までを任期とした場合ということございまして、名寄市議会議員の任期と合致をしております。名寄市議会議員につきましては 1 5 年 5 月 1 日に今の任期が発生しております、1 9 年 4 月 3 0 日まで、4 年間でございます。風連町町議会議員につきましては、1 7 年 9 月 7 日に選挙が行われることになっておりまして、合併の日を 1 8 年 3 月末とした場合、在任期間が 7 カ月ほどしかございません。その後、名寄市の任期に合わせますと 1 3 カ月の任期を持つこととなりますが、全任期を使いましても 1 年 8 カ月後には再び新市において選挙区での選挙が行われるということになります。

1 3 ページからの部分につきましては、協議の資料でございます。

14ページは、法定の議員定数が人口5万人未満については26人、それから15ページ、16ページにつきましては、ほかの合併協議会で、先例としてこのような文言を使いまして協議を調えたということでございます。

17ページ、18ページにつきましては、地方自治法、それから合併の特例に関する法律、それから公職選挙法等々につきまして参考のものを記載をさせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

島会長：協議第2号につきましてただいま事務局から説明がございました。

福光基本項目等検討小委員会の委員長さんあるいは幹事会から補足をする部分がございますら発言願います。

福光委員：先程、在任特例あるいは定数の26とするというところで説明をさせていただいておりますので、改めて説明することはございません。

今幹事長：1点だけお願いします。

幹事長の今ですけれども、今、中西事務局次長から説明しましたが、12ページの表で、これは字句の使い方だけですけれども、風連町議会議員の選挙が17年9月7日に実施されると説明しましたけれども、実施するのを決めるのは選挙管理委員会でございます、このところは9月7日までの期間在任になっているということでご理解をいただきたいと思っております。

島会長：協議の内容等について補足で理解をいただくことになります。

このことについて委員の皆さんから何かご発言がございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

島会長：ご発言がないようでございますので、提案のとおりご確認をさせていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

島会長：ありがとうございました。

それでは、議案の協議2号につきましては、提案どおりまとめさせていただきます。

6. その他

島会長：その他に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

久保事務局参事：事務局の久保であります。

私の方からは、地域自治組織の検討に係る取扱いについてご説明、ご報告を申し上げたいと思います。

風連町、名寄市が制度として検討しております合併特例法に基づく合併特例区、自治法上の自治区につきまして、今回の住民説明会であらましについて説明をする必要があるとして、一昨日のそれぞれの小委員会でご確認をいただいたところでございます。

この概要案の検討をする委員会につきましては、合併協議会小委員会規程第2条第2項の規定に基づき、自治組織検討委員会という名称で設置することとさせていただきたいということでございます。

委員には、新市建設計画小委員会から、堀江委員長、太田副委員長、川村委員、上口委員、小野寺委員、基本項目等検討小委員会からは、福光委員長、佐藤委員、富永委員、斉藤委員、木賀委員、以上10名の委員によりご検討いただくこととなります。

以上、地域自治組織に係る説明といたします。

1

島会長：この件につきましては、既に双方の小委員会で人選が終えられて、今発表があったところでございます。大変多忙な時期にこの協議をいただけるということでございます。まことに恐縮に存じますが、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

そのほか何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

中西事務局次長：事務局の中西です。

本日、ご決定をいただきました内容を踏まえまして、住民説明会用の資料を整理して住民説明会に入ってまいりたいと考えているところでございますけれども、そのほかに、次回の協議会の日程でございますが、前回まで議案の中に項目として出しておりました。今のところ9月下旬を考えているところでございますけれども、それぞれの委員会の進捗状況を踏まえまして、改めてご案内をさせていただきたいということをお許しいただきたいと思います。

島会長：次回の日程について、現在の状況では9月下旬というご案内でございます。配付の資料の中にもございますけれども、23日から風連町と名寄市で住民説明会を、本日までの協議内容に基づいた資料で開かれることになってございます。

今回の説明会は、新市の将来構想のあらましを住民の皆さんに理解をしていただく、或いはご意見をいただくという重要な説明会になるわけでございます。委員の皆様にも是非、地域の住民の皆さんにご出席をいただけるよう声をかけていただく、そしてまた会場に足を運んでいただければと、このように思うところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

7. 閉 会

島会長：それでは、本日の会議の閉会に当たりまして、柿川副会長さんからご挨拶を申し上げます。今日の会議を閉じたいと存じます。

よろしく願いいたします。

柿川副会長：それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思いますが、本日はお疲れのところを長時間にわたり、ご審議をいただきまして、予定いたしておりました議案がすべて終了をさせていただいたところでございますけれども、非常に暑い夏でございまして、大変な年であるわけでございますけれども、連日のように小委員会が、名寄か風連かで、あるいは分科会がどこかで行われておるといようなことで、合併に関する協議がないという日がないような状況で進んでいるのを目の当たりにしているところでございます。

今日、この協議会の皆さん方にも本当に何回となく正式な会議、或いは懇談会ということで連日のように数多い協議を重ねていただきまして、ひとつひとつ前進していくのかなという感じをいたしておるところでございます。とにかく最終日が決まっておると。終着駅が決まっているということで、非常に、先程からもお話しございましたように、なかなか大変な役目を皆さん方をお願いをしているところでございます。

今後とも、本当にお互いが信頼し合って、新しい市を目指して頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。